

令和 6 年度
日額会員に伴う規約
(指定管理)

有限会社 すみれ福祉会
長浦第一放課後児童クラブ
(1・2 学年対象)
長浦第二放課後児童クラブ
(3 学年以上対象)

日額会員に伴う規約

1、 利用（形態）方式

- (1) この制度は保育を必要としたとき利用することができる。
- (2) 料金徴収に関しては、原則として金融機関の引き落としとする。
「別紙 預金口座振替依頼書・自動払込利用申請書」
引き落とし日は、翌月5日とする。
(当日が土曜・日曜・祝日の場合は5日以降の平日とする。)
- (3) 引き落としの料金については、前月の末日までに請求書を発行する。
- (4) 申請書類提出後から3ヶ月以降（当月の16日以降に提出した場合は、翌月を1ヶ月目とする。）金融機関の引き落としが未登録の場合、又利用料引き落としの際に残高不足の場合には、事務手数料を徴収することができる。
(別紙料金表)に基づく。
- (5) 当月分の引き落としができなかった場合には、本会より発行される振込依頼書に準じ、当月末までに指定振込口座に支払いをしなければならない。
(振込手数料は個人負担とする)
- (6) 利用する場合は、当日の9：59までにすみれ福祉会緊急連絡メッセージ（さくら連絡網）で予約を登録する。（その他の利用登録については、「すみれ福祉会緊急連絡メッセージ（さくら連絡網）説明書（別紙7）」参照）

2、 利用料金

上記については料金表に基づく。

3、 利用料金徴収内容

- 半日・・・・・・・・・・・・ 7：00～12：00までに保育を利用する場合
12：00～19：00までの保育を利用する場合
- 1日・・・・・・・・・・・・ 7：00～19：00までの保育を利用する場合
- 給食・・・・・・・・・・・・ 月～土の平日の日に食事を利用する場合
- 延長・・・・・・・・・・・・ 保育時間を超える場合
- その他諸経費・・・・・・・・ 上記の料金徴収以外でかかる費用（園外活動等）

別紙 1

付則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。